

# 地域公共交通会議とは

地域公共交通会議とは、道路運送法の規定に基づく会議であり、新しく乗合タクシー等の一般乗合旅客自動車運送事業を行う場合や、その計画を変更する場合に開催され、地域の実情に応じた**適切な乗合旅客運送の方法・運賃・料金等**に関する事項等を協議するもの。

## ➤ 会議の構成員と議決について

### 岡山市地域公共交通会議

#### 【委員】

- 学識経験を有する者
- 市民又は利用者の代表
- 一般旅客自動車運送事業の組織する団体の代表者  
又はその指名する者
- 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の  
代表者又はその指名する者
- 市長又はその指名する者

**原則、全会一致**

#### 【専門員】

- 国土交通省中国運輸局岡山運輸支局長又はその指名  
する者
- 岡山県公共交通を担当する部署の長  
又はその指名する者
- 岡山県警察本部の交通規制を担当する部署の長、  
又は本市内管轄警察署長、又はその指名する者

← 運行計画に対する専門的なご意見

協議が整った場合

運輸局へ許認可申請